

## ⇨ 合資会社から株式会社への変更

**Q** : 当社は、合資会社です。現在の商法では株式会社へ組織変更ができませんが、会社法になっても同じですか？

**A** : 会社法では、合資会社から株式会社へ組織変更することができます。

### 【解説】

現在の商法では、合名・合資会社から株式会社への組織変更が認められていませんが、新会社法の下では、組織変更することが認められていますので、会社法が施行された後であれば、株式会社に変更することができます。

ただし、この場合には、株式会社に関する「目的」「商号」「本店の所在地」「発行可能株式総数」「取締役の氏名」についての定めが必要となるほか、合名・合資会社の社員が株式会社に取得する株式等についての取り決めが必要になってきます。

また、株式会社となる日の前日までに、合資・合名会社の社員全員の合意が必要になるほか、債権者保護手続きや官報等への公告が必要になります。

会社法では、このように組織変更が可能になりますが、税務ではまだ、このような組織変更についての取扱いが明らかになっていませんので、実行する場合には、事前確認が必要です。

なお、合名・合資会社については、会社法が施行されても現行の商法と同じ取扱いとなりますので、無限責任社員を1人以上置いておけば存続することができますし、また、設立することもできます。

